

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第3項の規定に基づき、伊豆市において次に掲げる土地の区域を同条第1項の規定に基づく津波災害特別警戒区域に指定をしようとする旨を公告する。

また、当該指定の案は、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、この公告の日から2週間静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所、伊豆市役所において縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定に基づき、住民及び利害関係人は、上記縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、静岡県知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

指定をしようとする土地の区域

次の図に示す伊豆市土肥、伊豆市小土肥、伊豆市八木沢及び伊豆市小下田の一部の区域

（「次の図」は省略し、静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）